

# マイナンバーには、利用、提供、収集の制限があります。

## 1. マイナンバーの利用制限

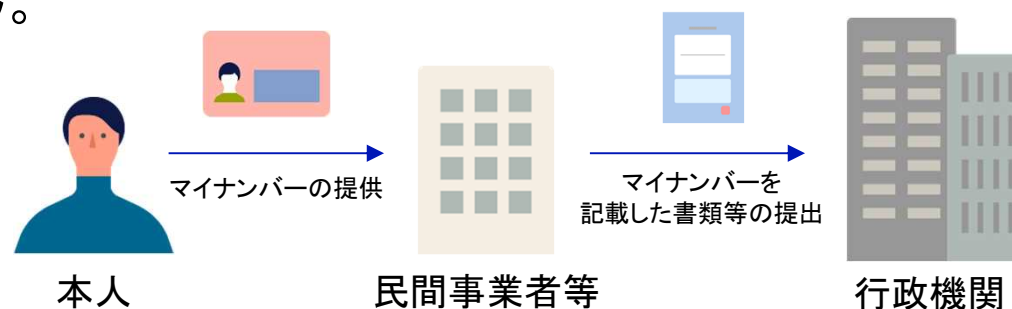
マイナンバーの利用が可能な事務は、法令又は条例で限定されています。

2016年1月～**社会保障・税・災害対策分野**の事務で利用

2023年6月～**社会保障・税・災害対策以外の行政分野**の事務でも利用可能

## 2. マイナンバーの提供の求め

- ・法令又は条例で定められた**行政手続**に関する**手続書類の作成**事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。
- ・法令又は条例で明記された場合を除き、マイナンバーを含む**個人情報**（特定個人情報）を第三者に提供してはなりません。



## 3. 特定個人情報の収集制限

法令等に基づく場合を除き、特定個人情報（例えば、**マイナンバーカード裏面のコピー**）を収集することはできません。

※マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを意図せずに見た場合は、特定個人情報の収集にはあたりません。また、意図せずコピーを取得した場合においても、直ちに復元不可能な手段で廃棄すれば、法令上問題ありません。